

留意事項

- ①指定に係る手続きの流れについて
- ②申請書及び添付資料について
- ③指定の公示及び評価センターの評価結果について
- ④指定を受けた場合(令和6年度以降の手続き)
- ⑤追加的健康確保措置の履行について
- ⑥時短計画の見直しについて
- ⑦業務の変更について
- ⑧指定の更新・取消について

①指定に係る手続きの流れについて

- 医療機関勤務環境評価センター(以下「評価センター」という。)の評価を受けていない医療機関からの申請を受け付けることはできません。まずは評価センターの評価の受審を申込ください。
- 愛知県医療勤務環境改善支援センター(以下「勤改センター」という。)では、受審に当たっての書類の確認なども行っておりますので、支援を希望される場合は受審前にご相談ください。

【勤改センター問い合わせ先】

住所:〒460-0008 名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル6階

電話:052-212-5766 電子メール:info@aichi-medsc.or.jp

①指定に係る手続きの流れについて

【医療機関勤務環境評価センターによる評価】

評価期間:4か月

注)中間報告(評価時点における取組状況に改善の必要があるとされた場合)となった場合は、半年程度に延長される。

受審料:33万円

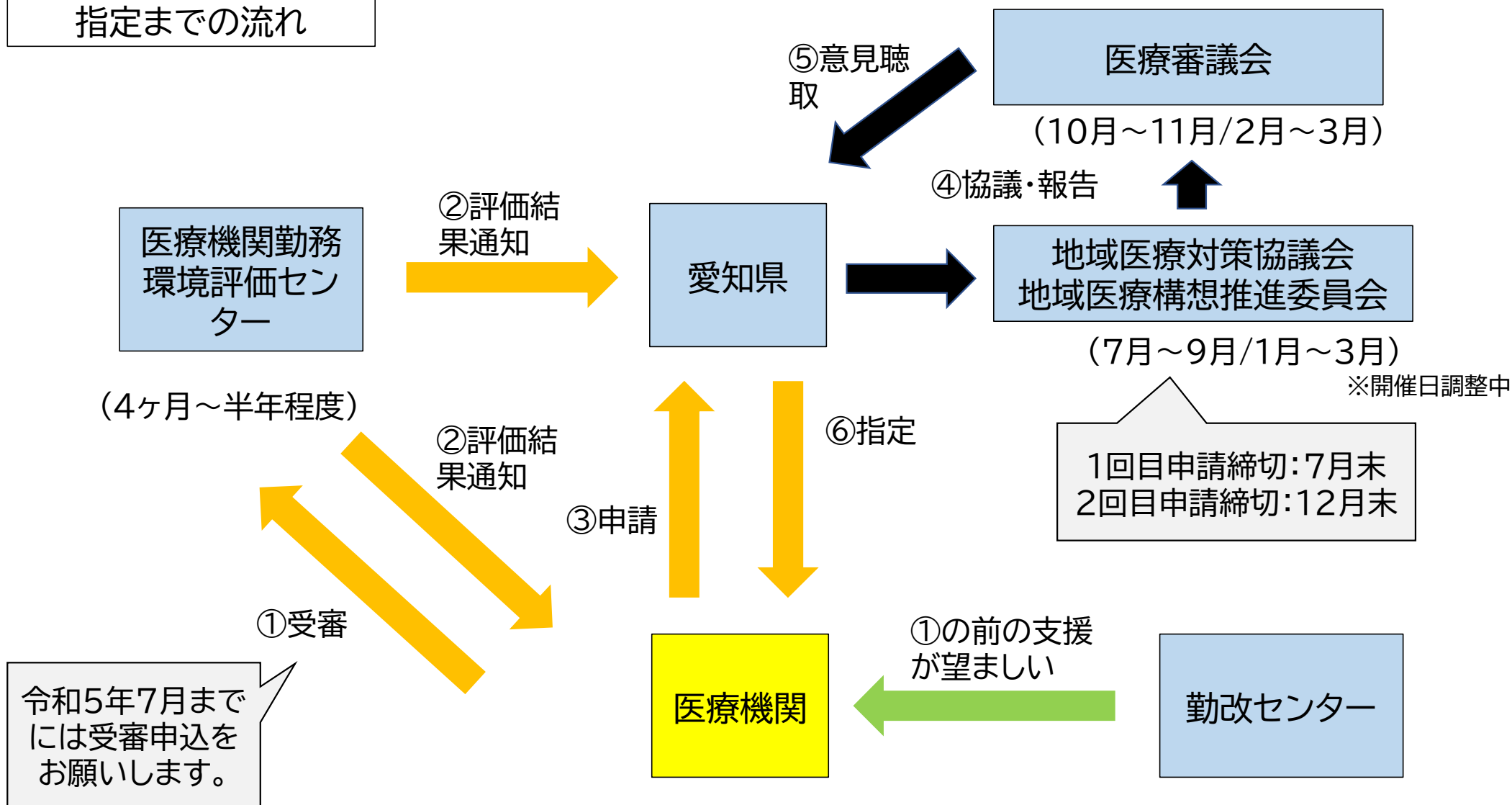
提出資料:基本情報、自己評価シート、根拠資料

評価方法:医療サーベイヤー・労務管理サーベイヤーが評価

詳細は、評価センターのホームページをご覧ください。

(<https://sites.google.com/hyouka-center.med.or.jp/hyouka-center/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0>)

指定までの流れ



②申請書及び添付資料について

- 申請書及び添付書類については、ホームページを御確認ください。
- 複数の水準の指定を希望される場合は、必要な水準ごとに申請書、添付書類をご用意ください。ただし、評価センターの受審は、水準ごとに受ける必要はございません。
- 各水準で共通する書類については、1部の提出で構いません。
＜共通書類＞
時短計画の案、評価センターの評価結果報告書、誓約書
- 評価センターの評価結果に応じて、追加の資料の提供をお願いする場合があります。

②申請書及び添付資料について

- 添付資料については、患者情報や指定される業務に従事する医師名など個人が特定される恐れのある書類は添付しないようにしてください。
- 個人情報の記載のある書類を添付資料とする場合は、匿名にさせていただきますようお願いいたします。
- 時短計画の案については、評価センターの評価を受けたものと同ーのものをご提出ください。
- 評価センター受審後に、時短計画の案を差し替えることはできませんのでご注意ください。(差し替えの場合は、再受審が必要。)

②申請書及び添付資料について

○G-MIS、メール、郵送のいずれの方法で申請いただいても、指定の通知書は郵送いたします。

○G-MISのアカウントは、医療機関ごとに1つ発行されております。

○G-MISの使い方については、下記のリンク先をご確認ください。

<G-MISによる時短計画作成と指定申請説明用動画>

<https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/explanation>

②申請書及び添付資料について

- 令和5年7月末までの申請については、令和5年10月頃、令和5年12月末までの申請については、令和6年2月頃、に通知を行う予定です。
- 受付期間終了後に申請されたものは、令和6年秋頃に指定することとなります。令和6年4月1日から指定を受ける必要がある医療機関は、必ず申請受付期間内に申請ください。
- 申請に当たってのご不明点は、勤改センターではなく、直接県へお問い合わせください。

②申請書及び添付資料について

【C-1】臨床研修医の申請について

○申請される場合は、愛知県に年次報告(提出期限:4月30日)をした研修プログラムを添付してください。

注)提出いただいたプログラム内容については、県で確認をした上で、修正のお願い等をする場合があります。年960時間を超える時間外・休日労働があるプログラムについては、必ず申請してください。

○研修プログラムには、「研修医療機関における時間外・休日労働 想定最大時間数の一覧」を添付してください。

②申請書及び添付資料について

【C-1】専門研修医の申請について

- 申請される場合は、日本専門医機構で承認された専門研修プログラムを添付してください。
- 研修プログラムには、「研修医療機関における時間外・休日労働 想定最大時間数の一覧」を添付してください。
- 専門研修中の専攻医は、従事する業務の内容によって、C-1水準ではなくB水準での指定を受けることもできます。(業務内容に適した水準を医療機関でご判断ください。)
- 一覧を確認し、B水準の申請については、業務内容の詳細や理由等の状況をお聞きいたします。

②申請書及び添付資料について

【C-2】高度技能研修医について

○審査組織の審査が必要です。申請前に必ず承認を得てください。

<C2審査・申請ナビ>

<https://c2-shinsasoshiki.mhlw.go.jp/>

○審査については、「医療機関の教育研修環境の審査」と「個人の技能研修計画の審査」の2つが行われます。

○申請時点に対象医師がいない場合でも、「医療機関の教育研修環境の審査」だけを受けて、県へC-2水準の指定申請することが可能です。

②申請書及び添付資料について

【C-2】高度技能研修医について

○添付資料は、対象医師の有無で下記のとおりとしてください。

＜申請時点で対象医師がいない場合＞

医療機関申請書、審査結果通知書(医療機関申請書関係)

※対象医師が発生した場合は、審査組織で技能研修計画の審査を受審した後、県に届け出てください。

＜申請時点で対象医師がいる場合＞

医療機関申請書、技能研修計画書、審査結果通知書(医療機関申請書関係・技能研修計画関係)

③指定の公示・評価センターの評価結果の公表について

○指定及び評価センターの評価結果については、インターネット等の方法で公表いたします。

指定の公示イメージ

指定の種類（指定医療機関数）	
特定地域医療提供機関（2）	地域の医療提供体制の確保のために医師に長時間労働をさせざるを得ない医療機関
連携型特定地域医療提供機関（1）	他の医療機関へ医師を派遣し、地域の医療提供体制を支える医療機関
技能向上集中研修機関（1）	一定の期間集中的に長時間労働し技能向上を図る研修医・専攻医のいる医療機関
特定高度技能研修機関（1）	一定の期間集中的に長時間労働し特定の高度技能の修得を図る医師のいる医療機関

特定地域医療機関提供機関・連携型特定地域医療提供機関の指定（指定期間：3年間）

医療機関名（所在地）	指定の種類	指定事由	指定日
X病院（所在地）	特定地域医療提供機関	救急医療	令和〇年〇月〇日
X病院（所在地）	連携特定地域医療提供機関	医師派遣	令和〇年〇月〇日
Y病院（所在地）	特定地域医療提供機関	居宅等における医療	令和〇年〇月〇日

技能向上集中研修機関・特定高度技能研修機関の指定（指定期間：3年間）

医療機関名（所在地）	指定の種類	指定事由	指定日
P病院（所在地）	技能向上集中研修機関	〇〇研修プログラム	令和〇年〇月〇日
Q病院（所在地）	特定高度技能研修機関	△△分野	令和〇年〇月〇日

評価結果の公表イメージ

	指定を受けようとする特定労務管理対象機関の種類		医療機関勤務環境評価センターの評価	都道府県による記載（任意記載）
	指定の種類	指定事由	評価結果の概要	都道府県による支援の方針
X病院 所在地	特定地域医療提供機関（B水準）	救急医療	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として〇〇が十分になされている。労働時間短縮も進んでいる。 ※労働時間短縮に寄与したと考えられる取組等について記載	
	連携特定地域医療提供機関（連携B水準）	医師派遣	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として〇〇が十分になされている。労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。 ※労働時間短縮のための取組について記載	都道府県においては、労働時間のより一層の短縮のため〇〇について支援を行うこととする。 ※労働時間短縮に向けて必要な支援等について記載

第15回医師の働き方改革の推進に関する検討会(令和3年9月15日)資料2の12ページより

第15回医師の働き方改革の推進に関する検討会(令和3年9月15日)資料2の15ページより

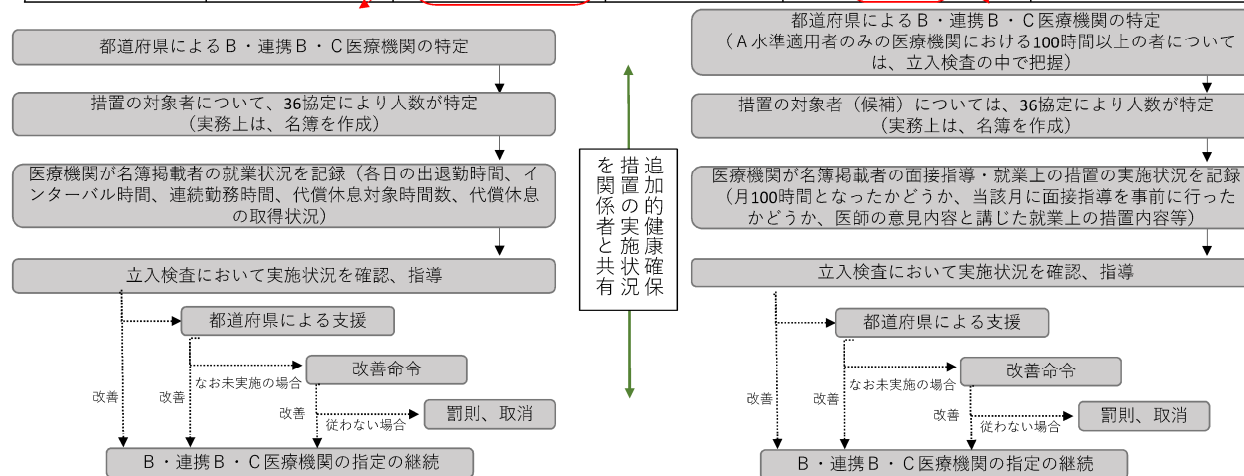
④指定を受けた場合(令和6年度以降の手続き)

- 指定を受けた医療機関では、指定に係る業務に従事する医師の時間外・休日労働時間を年960時間超えて年1860時間以下とすることができますが、対象医師の勤務間インターバルの確保等の追加的健康確保措置の実施が義務となります。
- 指定を受けていない医療機関においても月の時間外・休日労働が100時間以上となることが見込まれる医師には面接指導の実施が必要です。(面接指導については、<https://ishimensetsu.mhlw.go.jp/>をご確認ください。)
- 追加的健康確保措置の実施状況は、医療法第25条第1項に規定する立入検査の中で確認します。

⑤追加的健康確保措置の履行について

追加的健康確保措置の義務及び履行確保の流れ

	36協定の月上限	連続勤務時間制限・インターバル規制等	面接指導・就業上の措置	(参考) 時短計画の策定
A水準適用者のみ医療機関	100時間未満	努力義務		
	100時間以上	努力義務	義務(※1)	
B・連携B指定あり医療機関	100時間未満	B・連携B業務対象者は義務	義務(※2)	義務
	100時間以上			
C指定あり医療機関	100時間未満	C業務対象者は義務	義務(※2)	義務
	100時間以上			



(※1) 当月の時間外労働が80時間超になった場合、疲労度確認を行い、疲労の蓄積に応じて面接指導を実施。
 (※2) 当月の時間外労働が100時間になる前に面接指導を実施。例えば、前月の時間外労働が80時間超となった場合、あらかじめ面接指導のスケジュールを組んでおく

⑥時短計画の見直しについて

- 指定を受けた場合は、毎年、時短計画の見直し及び県へ見直し後の時短計画の提出が必要です。
- 前年度の実績等を踏まえ、必要な見直しをしてください。
- 見直しが必要な場合は、「変更後の時短計画」・「変更届」、不要な場合は、「変更不要届」の提出が必要です。毎年、見直しを行い、いずれかの資料を提出ください。
- 提出時期、提出方法、変更届の様式については、別途ご連絡いたします。

⑦業務の変更について

○指定を受けた業務を変更する場合は、「業務の変更届」が必要です。

<業務変更として想定されるもの>

- ・B水準で指定を受けた業務が変わった(第1号から第3号へ変更など)
- ・連携B水準で指定をうけた場合に、派遣元の診療科の体制が大きく変わった(診療科がなくなったなど)

※派遣先医療機関・診療科の増減は業務変更とはなりません。

○業務の変更に当たっては、評価センターの評価の受審も必要です。

○B水準の申請に当たっては、該当業務の漏れがないかご確認をお願いします。(三次救急医療機関であっても救急業務以外に従事する場合は第3号での申請となります。)

⑧指定の更新・取消について

○指定期間は3年間です。

○3年後も引き続き指定を受ける場合は、評価センターの評価の受審と県への指定申請が再度必要です。(新規申請と一緒に)

○3年後に指定の更新をしない場合は、そのまま指定の取消となります。

○指定の取消は更新をしない以外にも、勤務環境改善がなされ指定の取消を医療機関から希望される場合や県で追加的健康確保措置が未実施がわかり、改善命令等を経ても履行されない場合の取消などがあります。

⑧指定の更新・取消について

- 県で指定の取消を行う場合は、指定時と同じく、医療審議会の意見を聴きます。取消の通知がされるまでは、追加的健康確保措置の履行は義務となります。
- 令和5年度末までに指定通知を受けた場合に取消を希望される場合でも、令和6年度以降に取消の手続きを行います。手続きには数カ月かかりますので、指定申請に当たっては必要な水準を十分にご検討ください。
- 指定通知を受ける前であれば、申請の取り下げは可能です。
(申請後に勤務環境改善が十分に図られた場合を想定。)